

川崎市上下水道局告示第7号

下水道法第4条の規定に基づき、川崎市公共下水道事業の事業計画を変更することについて、事業計画の案を作成したので、同法施行令第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができる。

令和8年2月6日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

1 事業計画の名称

川崎市公共下水道事業計画

2 変更の内容

- (1) 計画降雨調査の変更
- (2) 貯留施設調査の変更 等

3 工事の予定年月日

昭和6年11月1日から令和9年3月31日まで

4 縦覧場所

川崎市川崎区東田町5番地4（南庁舎） 川崎市上下水道局下水道部下水道計画課

5 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年2月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）